

## ○南丹市市民参加と協働の推進委員会設置要綱

平成22年6月10日

告示第142号

## (設置)

第1条 市民参加と協働による市民が主体のまちづくりを目指し、市民参加と協働の推進に関する実施計画(以下「実施計画」という。)及び市民参加と協働の推進に関する施策について審議及び調査し、本市における適切な市民参加と協働の推進を図るため、南丹市市民参加と協働の推進に関する条例(平成22年南丹市条例第1号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、南丹市市民参加と協働の推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (掌握事務)

第2条 委員会の掌握事務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施計画の審議及び実施状況の調査に関すること。
- (2) 市民参加と協働の推進に関する施策の審議及び調査に関すること。
- (3) 市民のまちづくり活動への参加の促進に関すること。
- (4) 協働事業の推進に関すること。
- (5) その他市民参加と協働の推進に関し、市長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民活動団体関係者
- (2) 市内企業関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民参加と協働の推進担当課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この告示は、公表の日から施行する。